

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日に
当たるときは、
その翌日)

目次

◇告 示 字の区域の変更(二件) (地方課)

字の区域の変更等(〃)

土地改良法による換地処分(三件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による清水・橘地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

大字西字上河原

同上の区域(昭和六十二年一月十日現在の地番による。)

大字西字上河原のうち三三の一部、四一の一部、四二の一部、四六の一部、四六の一、五〇の一の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字西字上土井五三の一部、五四の一部、五六の一部、一〇七の一部、一一〇の一部、一一一、一一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字法勝寺字下河原八一六の一の一部、八一七の一の一部、八一七の二、八一八の一部、八一九の一部、八二二の一の一部、八二三の二の一部、八二四の一部、八二五の一部、八二六から八二八まで、八二九の一、八二九の二、八三〇から八三二まで、八三三から八三五までの一部、八三六から八三八まで、八三九から八四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字西字上土井

大字西字上河原四六の一部、五〇の一の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西字上土井のうち五三から五六まで、五七の一部、五八から六二まで、六三の一部、六五の一部、六六の一部、六七、六八の一、六八の二、六九から七八まで、七九の一、七九の二、八〇、八一、八二の一部、八五、八六の一部、一〇二第一の一部、一〇三から一〇七までの一部、一一〇の一部、一一一、一一二の一部、一一三の二の一部、一一四の一部、一一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八八、八九の二、一〇三から一〇八まで、

大字西字宮ノ腰	一一三の一、一一三の二、一一三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西字宮ノ腰一一五の一部 大字西字榎田二五六の二の一部及び二四八、二四九、二五五、二五六の二、二五七の二から二五七の三までと一体をなす国有地の一部
大字西字釜ノ前	大字西字上河原三一の一部、四一の一部、四二の一部、四六の一部、四六の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二三の六と一体をなす国有地の一部 大字西字上土井一四の一部、一一四の一の一部 大字西字宮ノ腰のうち一一五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字西字榎田	大字西字釜ノ前の全域 大字西字榎田二三九の一部、二四四から二四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西字前田	大字西字上土井一〇六の一部、一〇七の一部、一一三の二の一部、一一四の二の一部及び八八、八九の二、一〇三から一〇八まで、一一三の一、一一三の二、一一三の三と一体をなす国有地の一部 大字西字宮ノ腰一一五と一体をなす国有地の一部 大字西字榎田のうち二三九の一部、二四四から二四八までの一部、二五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四八、二四九、二五五、二五六の二、二五七の二から二五七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西字前田三七七の一、三七八、三七九の一、三八〇の一、三八一の一
大字西字前田のうち三七七の一、三七八、三七九の一、三	

大字法勝寺字下河原	八〇の一、三八一の一以外の区域 大字西字上土井五三の一部、五四の一部、五五、五六の一部、五七の一部、五八から六二まで、六三の一部、六五の一部、六六の一部、六七、六八の一、六八の二、六九から七八まで、七九の一、七九の二、八〇、八一、八二の一部、八五、八六の一部、一〇二第一の一部、一〇三から一〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字法勝寺字下河原のうち八一六の一の一部、八一七の一の一部、八一七の二、八一八の一部、八一九の一部、八二一の一部、八二三の二の一部、八二四の一部、八二五の一部、八二六から八二八まで、八二九の一、八二九の二、八三〇から八三二まで、八三三から八三五までの一部、八三六から八三八まで、八三九から八四二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字倭字勝原八二三から八二五まで
大字倭字勝原	大字倭字勝原のうち八二三から八二五まで以外の区域

鳥取県告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による名和地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年十月二十九日現在の地番による。）
大字加茂字東宮 谷	大字加茂字東宮谷のうち四六九の二の一部、及びこれと一体をなす国有地並びに四六九の二の一部と一体をなす国有地の一部
大字加茂字和田 ヶ瀧	大字加茂字和田ヶ瀧のうち一六〇四の一部、一六〇五の一部以外の区域
大字加茂字住谷	大字加茂字住谷のうち一六二〇の二の一部、一六二三の二の一部、一六二四の三の一部以外の区域
大字加茂字椎木 平	大字加茂字椎木平のうち一六三七の一部以外の区域
大字加茂字宮頭	大字加茂字宮頭のうち一六七七の二の一部、一六七七の四の一部、一六七八の一部、一六七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字加茂字若林	大字加茂字東宮谷四六九の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字加茂字和田ヶ瀧一六〇四の一部、一六〇五の一部 大字加茂字住谷一六二〇の二の一部、一六二三の二の一部、一六二四の三の一部 大字加茂字宮頭一六七七の二の一部、一六七七の四の一部、一六七八の一部、一六七九の一部、及びこれらと一体をなす国有地

大字加茂字若林の全域	大字加茂字瀧ノ上
大字加茂字瀧ノ上一七三七、一七三八の一部、一七五五の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字加茂字瀧ノ上のうち一七三七、一七三八の一部、一七五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字加茂字恵吾畑	大字加茂字西峯
大字加茂字恵吾畑一七六五の二から一七六五の四まで及びこれらと一体をなす国有地	大字加茂字西峯のうち一七六五の一から一七六五の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字加茂字奈川	大字加茂字宇治
大字加茂字奈川一七八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域	大字加茂字宇治奈川のうち一七八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による光徳地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十二年八月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字豊成字腰廻り</p>	<p>大字豊成字腰廻りのうち五の一の一部、六の一部、七の三の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一の一の一部、一二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字山ノ下一〇一五の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字東坪字下今 在家</p>	<p>大字東坪字下今在家のうち九五一の一、九五一の三、九五二の二から九五二の五まで、九五三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字山ノ 下</p>	<p>大字東坪字下今在家九五一の一、九五一の三、九五二の二から九五二の五まで、九五三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字山ノ下のうち一〇一五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字梶作 り</p>	<p>大字豊成字腰廻り五の一の一部、六の一部、七の三の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一の一の一部、一二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字上今 在家</p>	<p>大字東坪字上今在家のうち一〇四四の四、一〇四四の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字棚田</p>	<p>大字東坪字棚田のうち一三四六の一部、一三四七の一部、一三四七の二、一三五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四七の二、一三五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字下八 幡田</p>	<p>大字東坪字梶作り一〇二八の一から一〇二八の三までの一部、一〇二九の一、一〇二九の二、一〇三〇の一部、一〇三二の一部、一〇三三、一〇三四、一〇三六の一部、一〇三七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字下八幡田のうち一三五三の二、一三五四の一の一部、一三五四の二の一部、一三五五の一の一部、一三五六の一部、一三六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外</p>

<p>大字東坪字五反田</p>	<p>大字東坪字九反田</p>	<p>大字東坪字上八幡田</p>	<p>外の区域</p>
<p>大字東坪字上八幡田一三八八の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東坪字五反田のうち一四〇一の二の一部、一四〇一の二、一四〇二の二の一部、一四〇六の一部、一四〇七の一部、一四〇八、一四〇九の一部、一四一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字高畦一六二三の二の一部</p>	<p>大字東坪字上八幡田一三七三の一部、一三八〇、一三八一から一三八三までの一部、一三八六、一三八七、一三八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字九反田のうち一三九一の一部、一三九二、一三九三、一三九四の一部、一三九五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字五反田一四〇一の二の一部、一四〇一の二、一四〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東坪字上八幡田のうち一三七三の一部、一三七八の二、一三八〇、一三八一から一三八三までの一部、一三八六、一三八七、一三八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字九反田一三九一の一部、一三九二、一三九三、一三九四の一部、一三九五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東坪字上八幡田一三七八の二 大字豊成字海道ノ上一、一の二、三の二の一部、三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字細田</p>	<p>大字東坪字渡り道</p>	<p>大字東坪字高畦</p>	<p>大字東坪字渡り道平ラ</p>
<p>大字東坪字高畦一六二七の二の一部、一六三七の一部、一六三八の二の一部、一六三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東坪字渡り道のうち一六四〇の二の一部、一六四〇の七の一部、一六四〇の二の一部、一六四一の一部、一六四三の三の一部、一六四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四〇の二と一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字堂山尻のうち一六四六の二の一部、一六四七の一部、一六四八の四、一六四八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字山ノ後一六五〇の二の一部、一六五〇の三の一部、一六五一の一部、一六五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東坪字五反田一四〇六の一部、一四〇七の一部、一四〇八、一四〇九の一部、一四一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字渡り道平ラ一六一六と一体をなす国有地の一部 大字東坪字渡り道一六四〇の二と一体をなす国有地の一部 大字東坪字高畦のうち一六二三の二の一部、一六二七の二の一部、一六三七の一部、一六三八の二の一部、一六三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小竹字西谷平ラ一二五九の二の一部</p>	<p>大字小竹字中西谷平ラ一二四一の一部 大字東坪字渡り道平ラのうち一六一六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>をなす国有地 大字東坪字渡り道一六四〇の二の一部、一六四〇の七の一部、一六四〇の一の一部、一六四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字堂山尻一六四八の四、一六四八の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字山ノ後のうち一六五〇の二の一部、一六五〇の三の一部、一六五一の一部、一六五三の一部、一六五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字細田のうち一六六五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字堂山一六九〇の一、一六九一の一、一六九七の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字東坪字池ノ内 大字東坪字山ノ後一六五七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東坪字細田一六六五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東坪字池ノ内のうち一六七三の一部、一六七四の一部、一六七四の二の一部、一六七七の一部、一六七七の二、一六七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字堂山一六八二から一六八四まで、一六八六の一、一六九〇の一と一体をなす国有地の一部 大字東坪字丸山一七一六の一部、一七二七の一部 大字東坪字田ノ免二〇三九の三の一部、二〇四〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字下細工谷二〇四四の一部、二〇四五の一部 大字東坪字繩纏二二三三の四の一部、二二三三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三三の四と一体をなす国有地の一部 大字東坪字馬保谷二二三三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字立岩 大字東坪字渡り道一六四三の三の一部、一六四五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字堂山尻一六四六の二の一部、一六四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字堂山一六八四、一六八八、一六九二、一六九六、一六九七の一と一体をなす国有地の一部 大字東坪字丸山堂ノ前のうち一六九八、一六九九の一部、一七〇〇の一部、一七〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字立岩のうち一七一〇の二の一部、一七一〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字丸山一七一〇の一部、一七一〇の二、一七一〇の三の一部、一七一四、一七一五、一七一六の一部、一七一七の一部、一七一八の二、一七一八の三の一部、一七一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字田ノ免二〇三九の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字東坪字丸山 大字東坪字立岩一七一〇の二の一部、一七一〇の三及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字丸山のうち一七一〇の一部、一七一〇の二、一七一〇の三の一部、一七一四から一七一七まで、一七一八の二、一七一八の三の一部、一七一九の二の一部、一七三三、一七三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字立岩平一七三八の二の一部、一七三九の一、一七四〇の一部、一七四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字ハサコ一七六三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東坪字田ノ免二〇二五の二の一部、二〇二六の一から二〇二六の三までの一部、二〇二六の四、二〇二六の五、二〇二六の六の一部、二〇三九の一の一部、二〇三九の三</p>

<p>大字東坪字立岩平ル</p>	<p>の一部、二〇三九の四及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字立岩平ルのうち一七三八の二の一部、一七三九の二、一七四〇の二の一部、一七四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字ハサコ平</p>	<p>大字東坪字ハサコ平のうち一七四九の二の一部、一七五〇の二の一部、一七五四、一七五五、一七五五の二、一七五五の三、一七五五の四、一七五九の三の一部、一七五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字ハサコ</p>	<p>大字東坪字丸山一七三三、一七三四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字ハサコ平一七五五の二の一部、一七五五の三、一七五五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字ハサコのうち一七六三の一部、一七六三の二の一部、一七六五の二の一部、一七六五の三、一七六六の二の一部、一七六六の三、一七六六の四の一部、一七六七、一七六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字田ノ免二〇一一の二の一部、二〇二五の二の一部、二〇二五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇一一の二、二〇一一の三と一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字下田ノ免</p>	<p>大字東坪字ハサコ平一七五四、一七五五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字ハサコ一七六三の二の一部、一七六五の二の一部、一七六五の三、一七六六の二の一部、一七六六の三、一七六六の四の一部、一七六七、一七六八の二、一七六八の三及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字下田ノ免一七七〇の二の一部、一七七〇の三の一部</p>
<p>大字東坪字双六</p>	<p>一部、一七七〇の三から一七七〇の六まで、一七七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字田ノ免二〇一一の三の一部</p>
<p>大字東坪字上田ノ目</p>	<p>大字東坪字ハサコ平一七四九の二の一部、一七五〇の二及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字下田ノ免一七七〇の二の一部、一七七〇の三の一部、一七七一の二、一七七一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字双六のうち一七七四の二の一部、一七七四の三の一部、一七七四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字上田ノ目一七八〇、一七八二の二と一体をなす国有地の一部 大字東坪字田ノ免一九八三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一九八四の二、二〇一一の四の一部</p>
<p>大字東坪字下寺谷</p>	<p>大字東坪字上田ノ目のうち一七九四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七八〇、一七八二の二と一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字双六一七七四の二の一部、一七七七の二の一部、一七七七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字田ノ免平一七九五の二から一七九五の四までの一部、一七九五の七並びに一七九五の七と一体をなす国有地 大字東坪字下寺谷一八〇二、一八〇三の一部、一八〇四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字田ノ免一九八三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一九四三、一九四四、一九五二、一九五三、一九六〇の二、一九六〇の三、一九六一、一九六二、一九八三の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字東坪字田ノ免平</p>	<p>大字東坪字田ノ免平のうち一七九五の二から一七九五の四までの一部、一七九五の七、一七九六の二の一部、一七九六の二の一部、一七九七の二、一七九七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九八の七の一部、一七九八の八の一部、一七九八の九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字下寺谷</p>	<p>大字東坪字上田ノ目一七九四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東坪字田ノ免平一七九六の二の一部、一七九六の二の一部、一七九七の二、一七九七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九八の七の一部、一七九八の八の一部、一七九八の九と一体をなす国有地の一部 大字東坪字下寺谷のうち一八〇〇の四の一部、一八〇二、一八〇三の一部、一八〇四の一部、一八一五の一部、一八一五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字寺谷一八五三の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一八五一の二、一八五三の四と一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字中寺谷</p>	<p>大字東坪字下寺谷一八〇〇の四の一部、一八一五の一部、一八一五の三及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字中寺谷のうち一八二八の一部、一八二八の二の一部、一八二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字寺谷一八五三の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一八五〇、一八五三の二と一体をなす国有地の一部 大字東坪字寺谷平一八七九の一部、一八八〇の一部</p>
<p>大字東坪字上寺谷</p>	<p>大字東坪字中寺谷一八二八の一部、一八二八の二の一部、一八二九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字上寺谷の全域 大字東坪字寺谷一八四二の二の一部、一八四二から一八四四までの一部 大字東坪字寺谷平一八七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一八七四の一部、一八七七の一部</p>
<p>大字東坪字寺谷平ラ</p>	<p>大字東坪字寺谷のうち一八四二の二の一部、一八四二から一八四四までの一部、一八五三の四の一部並びに一八五〇、一八五一の二、一八五三の二、一八五三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字東坪字寺谷平ラのうち一八七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一八七四の一部、一八七七の一部、一八七九の一部、一八八〇の一部以外の区域</p>
<p>大字東坪字田ノ免</p>	<p>大字東坪字田ノ免のうち一八九七の一部、一九八三の二の一部、一九八四の一部、二〇〇一の二の一部、二〇〇一の三の一部、二〇〇一の四の一部、二〇〇二の一部、二〇〇二の二の一部、二〇〇二の三の一部、二〇〇二の四の一部、二〇〇二の五の一部、二〇〇二の六の一部、二〇〇二の七の一部、二〇〇二の八の一部、二〇〇二の九の一部、二〇〇三の一部、二〇〇三の二の一部、二〇〇三の三の一部、二〇〇三の四の一部、二〇〇三の五の一部、二〇〇三の六の一部、二〇〇三の七の一部、二〇〇三の八の一部、二〇〇三の九の一部、二〇〇四の一部、二〇〇四の二の一部、二〇〇四の三の一部、二〇〇四の四の一部、二〇〇四の五の一部、二〇〇四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九三五の二、一九四二から一九四四まで一九五二、一九五三、一九六〇の二、一九六〇の三、一九六一、一九六二、二〇〇一の二、二〇〇一の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字下細工谷</p>	<p>大字東坪字池ノ内一六七四の二の一部、一六七四の二の一部、一六七七の二の一部、一六七七の三、一六七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大字東坪字田ノ免二〇二二の一の一部、二〇二二の二の一部、二〇四〇の六の一部 大字東坪字下細工谷のうち二〇四四の一部、二〇四五の一部以外の区域 大字東坪字中細工谷二〇四八、二〇四八の二、二〇四九、二〇五〇の二の一部、二〇五〇の二から二〇五〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字繩樵二二二二の二の一部、二二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字中細工谷</p>	<p>大字東坪字田ノ免二〇二二の二の一部、二〇二二の二の一部 大字東坪字中細工谷のうち二〇四八、二〇四八の二、二〇四九、二〇五〇の二の一部、二〇五〇の二から二〇五〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東坪字繩樵二二二二の二の一部、二二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字東坪字繩樵</p>	<p>大字東坪字繩樵のうち二二二二、二二二二の二、二二二三の二の一部、二二二三の三の一部、二二二三の四の一部、二二二三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二三の四と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字金クソ</p>	<p>大字東坪字池ノ内一六七三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東坪字繩樵二二二三の二の一部、二二二三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二三の四と一体をなす国有地の一部 大字東坪字金クソの全域 大字東坪字馬保谷二二三二、二二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東坪字猛頭二二六五の二の一部</p>

<p>大字東坪字馬保谷</p>	<p>大字東坪字馬保谷のうち二二三二、二二三三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字東坪字猛頭</p>	<p>大字東坪字猛頭のうち二二六五の二の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字中西谷平ラ</p>	<p>大字小竹字中西谷平ラのうち二二四一の一部以外の区域</p>
<p>大字小竹字西谷平ラ</p>	<p>大字小竹字西谷平ラのうち二二五九の二の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字東坪字堂山尻、大字東坪字山ノ後、大字東坪字丸山堂ノ前大字豊成字海道ノ上</p>

鳥取県告示第百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業に係る清水・橋地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る光徳地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】